

弁理士試験制度改正の概要（平成 26 年省令改正等）

平成 26 年 9 月試験制度部会報告

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会における弁理士試験制度に関する論点の取りまとめを受け、当該論点の検討をするべく、工業所有権審議会では、弁理士審査分科会試験制度部会を平成 26 年 5 月から 3 回開催して、具体的な検討を集中的に行った。

弁理士制度小委員会報告書における指摘事項（弁理士試験の充実）に対応して行われた工業所有権審議会における検討の結果は、それぞれ以下のとおり。

1. 短答式筆記試験について

（報告書における指摘）

「経済のグローバル化が進んでいる近年の状況においては、条約科目を含めて弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、科目別合格基準の導入が適切との意見が多かったことから、これを導入することが適切と考えられる。

合格基準の設定や出題数の増加等その他試験運用の詳細については、合格者に求める能力の水準と受験生（特に若い人材）に与える影響を考慮しながら、試験実施主体である工業所有権審議会において検討することが必要である。」【報告書 p. 51-52 「(1) 短答式筆記試験について」】

（検討結果）

各科目について、現行の出題数・出題比率を維持した上で、

特許法＋実用新案法／意匠法／商標法／条約／著作権法＋不競法

に分けて合格基準を設定することとした（**省令事項**）。

また、合格基準は、各科目の満点の 40%以上を原則とし、工業所有権審議会が相当と認めるものとするものとした（過去の短答式筆記試験各科目の平均点、試験データを用いたシミュレーションに基づくが、平均点が極めて低いなど、受験者にとって酷と考えられる状況にも配慮するもの。）。

2. 論文式筆記試験必須科目について

（報告書における指摘）

「条約を論文式筆記試験の単独の必須科目とするのではなく、現在の出題の枠組みを維持することが適切であると考えられる。

一方、近年の弁理士業務における条約の重要性の高まりを踏まえれば、条

約の知識が担保されるように試験を実施することが適切と考えられる。

具体的には、例えば、条約に関する問題の内容や出題頻度、その周知方法等（例えば、受験案内等においてその旨を明確に打ち出す）について、試験実施主体である工業所有権審議会において検討することが必要である。【報告書 p. 52 「(2) 論文式筆記試験必須科目について」】

（検討結果）

平成 19 年度以降、少なくとも小問レベルでは条約に関する出題が毎年なされており（出題状況は参考 1）、条約に関する学習を促す効果が期待できる状況である。受験者に対し、条約を含めた幅広い学習を促す効果に配慮しつつ、具体的な出題については工業所有権審議会（試験部会）で検討することが適切とした。

工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を問うことについては、受験者がほぼ確実に接する媒体（試験制度改革の案内、毎年の受験案内等）を通じて周知を図ることとした¹。

3. 論文式筆記試験選択科目について

（報告書における指摘）

「選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、選択問題の集約を図ることが適切と考えられる。

具体的な集約方法については、受験者に与える影響が大きくなることなどに配慮しつつ、試験実施主体である工業所有権審議会において検討することが必要である。【報告書 p. 52 「(3) 論文式筆記試験選択科目について」】

（検討結果）

短答式筆記試験においても考査している「著作権法」及び「不正競争防止法」については、他の選択問題との公平性の観点から、廃止することとした。次に、各科目の基礎的な分野を選定し、選択問題の集約を図ることとした（省令事項）。なお、応用的な分野を学んだ者であれば、その基礎にあたる分野も当然修得していると考えられることから、廃止される選択問題を受験していた受験者であっても、大きな負担なく基礎的な分野に関する選択問題で受験することができるものと考えられる（集約結果は参考 2）。

なお、選択科目免除制度の利用者において、選択問題の集約により、自分の研究が免除対象となるか否かの予見可能性が低くなるという懸念もあるため、科目毎に免除対象となる分野の周知を行うこととした²。

¹ 今般の試験制度改革の案内パンフレット（参考資料 3）及び平成 27 年度弁理士試験の受験案内にて周知を実施。

² 今般の試験制度改革の案内パンフレット（参考資料 3）にて周知を実施。

平成 26 年弁理士法施行規則改正

試験制度部会における検討の結果を受けて、弁理士法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年経済産業省令第 69 号）が平成 26 年 12 月 26 日に公布された。

改正弁理士法施行規則の施行日は平成 28 年 1 月 1 日である。

- ・ 短答式筆記試験における工業所有権に関する法令の科目については、特許及び実用新案に関する法令、意匠に関する法令、商標に関する法令に分けて行うことを規定した。【改正弁理士法施行規則第 4 条】
- ・ 論文式筆記試験（選択科目）の現在 35 ある選択問題について、短答式筆記試験においても考査している著作権法及び不競法を廃止し、各科目の基礎的な分野への集約により、選択問題を 15 とすることとした。【改正弁理士法施行規則第 3 条】

(参考 1) 論文式筆記試験必須科目における条約関連問題の出題状況

	特+実	意	商
平成 14 年	-	-	-
平成 15 年	-	◎(パリ条約優先権)	-
平成 16 年	◎(PCT の特例)	-	-
平成 17 年	-	-	-
平成 18 年	-	-	-
平成 19 年	◎(パリ条約優先権、PCT の特例)	-	-
平成 20 年	-	-	○(マドプロ)
平成 21 年	○(パリ条約、権利行使)	-	-
平成 22 年	◎(外国語特許出願、PCT の特例)	-	-
平成 23 年	○(国内優先権と PCT との関係)	◎(パリ条約優先権、実用新案と意匠)	-
平成 24 年	○(PCT の特例、誤訳訂正)	-	◎(パリ条約優先権)
平成 25 年	◎(外国語特許出願、PCT の特例)	○(パリ条約優先権)	-
平成 26 年	◎(外国語特許出願)	-	-

◎: 大問で出題

○: 小問で出題

(出典) 過去の弁理士試験問題を基に事務局作成

(参考 2) 選択問題の集約について

科目	選択問題 (改正後)	←	選択問題 (現行)
1 理工Ⅰ (機械・応用力学) ※対象範囲の明確化のため、名称変更	材料力学	○存置 (改称)	基礎材料力学
	流体力学	○存置	流体力学
	熱力学	○存置	熱力学
	—	×廃止	制御工学
	—	×廃止 (→「材料力学」 に吸収)	基礎構造力学
	—	×廃止	建築構造
	土質工学	○存置	土質工学
	—	×廃止	環境工学
2 理工Ⅱ (数学・物理)	基礎物理学	○存置	基礎物理学
	—	×廃止	計測工学
	—	×廃止	光学
	—	×廃止	電子デバイス工学
	電磁気学	○存置	電磁気学
	回路理論	○存置	回路理論
	—	×廃止	エネルギー工学
3 理工Ⅲ (化学)	物理化学	○存置 (改称)	化学一般
	有機化学	○存置	有機化学
	無機化学	○存置	無機化学
	—	×廃止	材料工学
	—	×廃止	薬学
	—	×廃止	環境化学
4 理工Ⅳ (生物)	生物学一般	○存置	生物学一般
	生物化学	○存置	生物化学
	—	×廃止	生命工学
	—	×廃止	資源生物学
5 理工Ⅴ (情報)	情報理論	○存置	情報理論
	計算機工学	△統合	情報工学
		△統合	計算機工学
—	×廃止	通信工学	
6 法律 (弁理士の業務に 関する法律)	民法	○存置	民法
	—	×廃止	民事訴訟法
	—	×廃止	著作権法
	—	×廃止	不正競争防止法及び 私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関 する法律
	—	×廃止	行政法
	—	×廃止	国際私法

(参考 3) 弁理士法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年経済産業省令第 69 号）による改正後の弁理士法施行規則（抄）

第三条 法第十条第二項第二号に規定する経済産業省令で定める科目は、次の表の上欄の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる科目について行う試験の出題については、それぞれ同表の下欄に掲げる選択問題のうち受験者が選択するいずれか一のものにより行うものとする。

科 目	選 択 問 題
一 理工I(機械・応用力学)	材料力学 流体力学 熱力学 土質工学
二 理工II(数学・物理)	基礎物理学 電磁気学 回路理論
三 理工III(化学)	物理化学 有機化学 無機化学
四 理工IV(生物)	生物学一般 生物化学
五 理工V(情報)	情報理論 計算機工学
六 法律(弁理士の業務に関する法律)	民法

(試験科目の内容等)

第四条 弁理士試験の科目のうち、法第十条第一項第一号、同条第二項第一号及び同条第三項の科目については、次の各号に掲げる法令に分けて行う。

一～三 (略)

2 (略)